

昭和三十九年法律第百七十号  
電気事業法

目次

第一款 総則（第一条・第二条）	第二章 電気事業
第二款 小売電気事業	第三章 電気工作物
第三款 事業の登録（第二条の二十一第二条の十 七）	第四章 土地等の使用
第四款 業務（第二条の十二第一条の十 七）	第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十 六条の二第一第六十六条の十七）
第五款 計画（第二十九条・第三十条）	第六章 登録適合性確認機関、登録安全管理審 査機関、指定試験機関及び登録調査機 関（第六十七条第一項）
第六款 業務（第二十八条の四十一第二 十一条の五十五）	第七章 卸電力取引所（第九十七条第一九十九 条の十四）
第七款 財務及び会計（第二十八条の五 五）	第八章 雜則（第一百条第一百四十四条の二）
第八款 第二十九条・第三十条	第九章 罰則（第一百五十五条第一百二十九条）
第九款 第三十一条	第十章 附則

第一節 一般送配電事業	第二章 の二電気使用者情報の利用及び提供
第二款 事業の許可（第三条第一六条）	第三款 会計及び財務（第二十七条の二・ 二十七條の三）
第三款 業務（第二十七条の二十一第二条の十 七）	第四款 工事計画及び検査（第四十七条 五十五条）
第四款 特定卸供給事業（第二十七条の二 二十七條の二十九）	第五款 承継（第五十五条の二）
第五款 特定供給事業（第二十七条の二十一 二十七條の二十九）	第六款 認定高度保安実施設置者（第五十 五条の三第一五十五条の十三）
第六款 特定供給事業（第二十七条の二十一 二十七條の二十九）	第七款 土地等の使用（第五十八条第一六六 条）
第七款 特定供給事業（第二十七条の二十一 二十七條の二十九）	第八款 第二章の二電気使用者情報の利用及び提 供（第三十七条の三第一三十七條の十二）
第八款 第二章の二電気使用者情報の利用及び提 供（第三十七条の三第一三十七條の十二）	第九款 第二章の二電気使用者情報の利用及び提 供（第三十七条の三第一三十七條の十二）
第九款 第二章の二電気使用者情報の利用及び提 供（第三十七条の三第一三十七條の十二）	第十款 第二章の二電気使用者情報の利用及び提 供（第三十七条の三第一三十七條の十二）

第一節 総則（第二十一条の四第一二十 八条の九）	第二節 登録適合性確認機関（第六十七条 八条）
第二節 会員（第二十八条の十一第二十 八条の十七）	第三節 機関（第六十七条第一項）
第三節 設立（第二十八条の十三第一二 十二条の二十一第二十一条の二十二）	第四節 登録安全管理審査機関（第六十七 条）
第四節 管理（第二十八条の十八第一二 十二条の二十一第二十一条の二十二）	第五節 登録調査機関（第八十九条第一九 九条）
第五節 総会（第二十八条の三十一第一 二十二条の三十九）	第六節 登録安全管理審査機関（第六十七条 八条）
第六節 業務（第二十八条の四十一第二 十一条の五十五）	第七節 登録安全管理審査機関（第六十七条 八条）
第七節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第八節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）
第八節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第九節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）
第九節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第十節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）

第一節 総則（第二十一条の四第一二十 八条の九）	第二節 登録適合性確認機関（第六十七条 八条）
第二節 会員（第二十八条の十一第二十 八条の十七）	第三節 機関（第六十七条第一項）
第三節 設立（第二十八条の十三第一二 十二条の二十一第二十一条の二十二）	第四節 登録安全管理審査機関（第六十七 条）
第四節 管理（第二十八条の十八第一二 十二条の二十一第二十一条の二十二）	第五節 登録調査機関（第八十九条第一九 九条）
第五節 総会（第二十八条の三十一第一 二十二条の三十九）	第六節 登録安全管理審査機関（第六十七条 八条）
第六節 業務（第二十八条の四十一第二 十一条の五十五）	第七節 登録安全管理審査機関（第六十七条 八条）
第七節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第八節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）
第八節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第九節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）
第九節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）	第十節 第二章の二電気使用者情報の利 用及び提供（第三十七条の三第一三十七 條の十二）





(許可の基準)	
第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。	
一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。	
二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	
三 その一般送配電事業の計画が確実であること。	
四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。	
五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰となること。	
六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。	
七 条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。	
八 商号及び住所	
九 取締役の氏名	
十 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	
十一 供給区域	
十二 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項	
十三 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧	
十四 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧	
十五 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力	
十六 (機関)	
十七 第六条の二 一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならぬ。	

(許可の基準)	
第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。	
一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。	
二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	
三 その一般送配電事業の計画が確実であること。	
四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。	
五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰となること。	
六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。	
七 条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。	
八 商号及び住所	
九 取締役の氏名	
十 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	
十一 供給区域	
十二 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項	
十三 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧	
十四 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧	
十五 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力	
十六 (機関)	
十七 第六条の二 一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならぬ。	

(許可の基準)	
第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。	
一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。	
二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	
三 その一般送配電事業の計画が確実であること。	
四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。	
五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰となること。	
六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。	
七 条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。	
八 商号及び住所	
九 取締役の氏名	
十 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	
十一 供給区域	
十二 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項	
十三 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧	
十四 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧	
十五 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力	
十六 (機関)	
十七 第六条の二 一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならぬ。	

(許可の基準)	
第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。	
一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。	
二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	
三 その一般送配電事業の計画が確実であること。	
四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。	
五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰となること。	
六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。	
七 条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。	
八 商号及び住所	
九 取締役の氏名	
十 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	
十一 供給区域	
十二 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項	
十三 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧	
十四 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧	
十五 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力	
十六 (機関)	
十七 第六条の二 一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならぬ。	





この項において「認可一般送配電事業者」といふう。)の特定関係事業者(次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。)である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、小売電気事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずるものに限る)、発電事業者又は(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)又は特定卸供給事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。)を営むときは、この限りでない。

一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第三条第二項から第五項までの規定

二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)次条第一項の規定

三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

**第二十二条の三** 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合においては、

合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に從事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（一般送配電事業者の禁止行為等）

**第二十三条** 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー、電気の利用の促進に関する特別措置法（平成

二十三年法律第二百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。) 第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第一条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして、経済産業省令で定める行為をすること。

一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者にこれらとの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一般送配電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供

6 給電事業者からその営む小売電気事業、発電事業者は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

**第二十三条の二** 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が當む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定關係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

本文の行為をするよう必要求し、又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業大臣で定める行為をすること。  
経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他の一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制を整備する他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。  
(供給区域外に設置する電線路による供給)

第二十五条 一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行うとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給(小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る)を行うときは、この限りでない。

二 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。  
一 その供給が他の一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者又は配電事業者がその供給を行なうことが容易かつ適切でないこと。  
二 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給を行なうこと。

使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

(特定送配電事業者に対する協議の求め)

第二十五条 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることができる。

第二十六条 第二項の協議をすることができず、又は協議が調わないとときは、当事者は、経済産業大臣の裁請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるべきではない。  
第三十六条 第二項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第二十七条 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるべきではない。  
第三十六条の二又は前条の規定に違反していふと認めるとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するため必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

### (電圧及び周波数)

第二十六条 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

第二十七条 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第二十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、その他の財務計算に勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書に對し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

### (会計の整理等)

第二十七条の三 会計及び財務(会計の整理等)  
第二十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書の運用の方法の改善その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

### (会計の整理等)

第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。  
一 その送電事業の開始が一般送配電事業又は配電事業の需要に適合すること。  
二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理の基礎及び技術的能力があること。  
三 その送電事業の計画が確実であること。

第二十七条の七 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(償却等)

支障を速やかに除去するため必要な対策を講じておかなければならぬ。

一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するため必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならぬ。

### (電気工作物の台帳の作成等)

第二十六条の三 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業の用に供する電気工作物の設置の時期、耐用年数その他経済産業省令で定める事項を記載した台帳を作成し、これを保管しなければならない。

### (業務改善命令)

第二十七条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第二十六条の二又は前条の規定に違反していふと認めるとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するため必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

### (事業の許可)

第二十七条の四 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。(許可の申請)

### (事業の許可)

第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

### (事業の許可)

第二十七条の六 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

### (事業の許可)

第二十七条の七 取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第二十七条の七第二項第三号において同じ。)の氏名

### (事業の許可)

第二十七条の八 商号及び住所

### (事業の許可)

第二十七条の九 送電事業の用に供する電気工作物及び配電事業者

### (事業の許可)

第二十七条の十 送電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

### (事業の許可)

第二十七条の十一 積書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

### (事業の許可)

第二十七条の十二 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見

### (事業の許可)

第二十七条の十三 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見

### (事業の許可)

第二十七条の十四 四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

### (事業の許可)

第二十七条の十五 その送電事業の開始が一般送配電事業又は配電事業の需要に適合すること。

### (事業の許可)

第二十七条の十六 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理の基礎及び技術的能力があること。

### (事業の許可)

第二十七条の十七 その送電事業の計画が確実であること。

### (事業の許可)

第二十七条の十八 その送電事業の用に供する電気工作物が一

### (事業の許可)

第二十七条の十九 前各号に掲げるもののほか、その送電事業

### (事業の許可)

第二十七条の二十 前各号に掲げるもののほか、その送電事業

### (事業の許可)

第二十七条の二十一 前各号に掲げるもののほか、その送電事業

### (事業の許可)



二 その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不适当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不适当に不利な取扱いをして、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして、経済産業省令で定める行為をすること。

送電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係

うち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。）に従事させとはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定期供給事業者 特定期供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

経済産業大臣は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合は送電事業者又はその特定関係事業者に対し、送電事業者が前項の規定に違反した場合には送電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。（送電事業者の禁止行為等）

事業者その他送電事業者と経済産業省令で定めた特殊の関係のある者（第百六条第五項において「送電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

送電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者・発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業・発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができること。

（送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）  
**第二十七条の十一の六** 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 当該送電事業者に対し、第二十七条の十一の四第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。  
二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。  
経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。  
(準用)

**第二十七条の十二** 第六条の二、第九条から第十三条まで、第十三条、第十四条、第二十二条、第二十三条の四、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の七第二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二项第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の七第二項第二号から第四号まで」と、第二十二条第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三条の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と、第二十六条の三条の六」と、第二十二条第一項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者」と読み替えるものとする。

(許可の申請)  
**第二十七条の十二の三** 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
一 商号及び住所  
二 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役。第二十七条の十二の五第二項第三号において同じ。）の氏名  
三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地  
四 供給区域  
五 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項  
イ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧  
ロ 変電用のものにあつては、その周波数及び出力  
ハ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力  
ニ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量  
2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。  
(許可の基準)  
**第二十七条の十二の四** 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。  
一 その配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。  
二 その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。  
三 その配電事業の計画が確実であること。  
四 その配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。  
五 その配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。  
六 前各号に掲げるもののほか、その配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。



(準用)  
**第二十七条の十二の十三** 第六条の二、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二条から第二十二条の三まで、第二十三条の二から第二十六条(第四項を除く。)、第二十三条の二から第二十六条(第三まで、第二十七条の三の規定は、配電事業者に準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第一項第六号」とあるのは「第二十七条の十二の五第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の十二の五第二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条の十二の四」と、第二十条第一項、第二十二条の三第二項並びに第二十三条第一項第二号及び第三項中「変電、送電」とあるのは「変電」と、第二十二条の第二項中「送電用及び配電用」とあるのは「配電用」と、同条第三項第一号中「及び第二十三条第二項から第五項まで」とあるのは「並びに第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第二十三条第二項中「一般送配電事業者の特定関係事業者等」とあるのは「配電事業者の特定関係事業者等」と、第二十三条の三第一項第一号中「第四項本文若しくは」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

#### 第四節 特定送配電事業

**(事業の届出)**  
**第二十七条の十三** 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地  
**三 供給地点**  
**四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項**  
 イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧  
 ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力  
 ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力  
 ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

六 その他経済産業省令で定める事項  
**第二十七条の十四** 特定送配電事業者は、小売電気事業者、一般送配電事業者又は配電事業者にその小売電気事業、一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。  
**(託送供給義務)**  
**第二十七条の十五** 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。  
**(登録の申請)**

**第二十七条の十六** 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地  
**三 供給地点**  
**四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項**  
**五 小売供給開始の予定年月日**  
**六 その他経済産業省令で定める事項**

六 その他の経済産業省令で定める事項による変更の届出に準用する。この場合においては、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない」とあるのは「変更してはならない」とあるのは「変更してはならない」。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。  
**(登録の実施)**  
**第二十七条の十七** 経済産業大臣は、第二十七条の十五の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。  
 一 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項  
 二 登録年月日及び登録番号  
 3 3  
 4 4  
 5 5  
 6 6  
 7 7  
 8 8  
 9 9  
 10 10  
 11 11  
 12 12  
 13 13  
 14 14  
 15 15  
 16 16  
 17 17  
 18 18  
 19 19  
 20 20  
 21 21  
 22 22  
 23 23  
 24 24  
 25 25  
 26 26  
 27 27  
 28 28  
 29 29  
 30 30  
 31 31  
 32 32  
 33 33  
 34 34  
 35 35  
 36 36  
 37 37  
 38 38  
 39 39  
 40 40  
 41 41  
 42 42  
 43 43  
 44 44  
 45 45  
 46 46  
 47 47  
 48 48  
 49 49  
 50 50  
 51 51  
 52 52  
 53 53  
 54 54  
 55 55  
 56 56  
 57 57  
 58 58  
 59 59  
 60 60  
 61 61  
 62 62  
 63 63  
 64 64  
 65 65  
 66 66  
 67 67  
 68 68  
 69 69  
 70 70  
 71 71  
 72 72  
 73 73  
 74 74  
 75 75  
 76 76  
 77 77  
 78 78  
 79 79  
 80 80  
 81 81  
 82 82  
 83 83  
 84 84  
 85 85  
 86 86  
 87 87  
 88 88  
 89 89  
 90 90  
 91 91  
 92 92  
 93 93  
 94 94  
 95 95  
 96 96  
 97 97  
 98 98  
 99 99  
 100 100  
 101 101  
 102 102  
 103 103  
 104 104  
 105 105  
 106 106  
 107 107  
 108 108  
 109 109  
 110 110  
 111 111  
 112 112  
 113 113  
 114 114  
 115 115  
 116 116  
 117 117  
 118 118  
 119 119  
 120 120  
 121 121  
 122 122  
 123 123  
 124 124  
 125 125  
 126 126  
 127 127  
 128 128  
 129 129  
 130 130  
 131 131  
 132 132  
 133 133  
 134 134  
 135 135  
 136 136  
 137 137  
 138 138  
 139 139  
 140 140  
 141 141  
 142 142  
 143 143  
 144 144  
 145 145  
 146 146  
 147 147  
 148 148  
 149 149  
 150 150  
 151 151  
 152 152  
 153 153  
 154 154  
 155 155  
 156 156  
 157 157  
 158 158  
 159 159  
 160 160  
 161 161  
 162 162  
 163 163  
 164 164  
 165 165  
 166 166  
 167 167  
 168 168  
 169 169  
 170 170  
 171 171  
 172 172  
 173 173  
 174 174  
 175 175  
 176 176  
 177 177  
 178 178  
 179 179  
 180 180  
 181 181  
 182 182  
 183 183  
 184 184  
 185 185  
 186 186  
 187 187  
 188 188  
 189 189  
 190 190  
 191 191  
 192 192  
 193 193  
 194 194  
 195 195  
 196 196  
 197 197  
 198 198  
 199 199  
 200 200  
 201 201  
 202 202  
 203 203  
 204 204  
 205 205  
 206 206  
 207 207  
 208 208  
 209 209  
 210 210  
 211 211  
 212 212  
 213 213  
 214 214  
 215 215  
 216 216  
 217 217  
 218 218  
 219 219  
 220 220  
 221 221  
 222 222  
 223 223  
 224 224  
 225 225  
 226 226  
 227 227  
 228 228  
 229 229  
 230 230  
 231 231  
 232 232  
 233 233  
 234 234  
 235 235  
 236 236  
 237 237  
 238 238  
 239 239  
 240 240  
 241 241  
 242 242  
 243 243  
 244 244  
 245 245  
 246 246  
 247 247  
 248 248  
 249 249  
 250 250  
 251 251  
 252 252  
 253 253  
 254 254  
 255 255  
 256 256  
 257 257  
 258 258  
 259 259  
 260 260  
 261 261  
 262 262  
 263 263  
 264 264  
 265 265  
 266 266  
 267 267  
 268 268  
 269 269  
 270 270  
 271 271  
 272 272  
 273 273  
 274 274  
 275 275  
 276 276  
 277 277  
 278 278  
 279 279  
 280 280  
 281 281  
 282 282  
 283 283  
 284 284  
 285 285  
 286 286  
 287 287  
 288 288  
 289 289  
 290 290  
 291 291  
 292 292  
 293 293  
 294 294  
 295 295  
 296 296  
 297 297  
 298 298  
 299 299  
 300 300  
 301 301  
 302 302  
 303 303  
 304 304  
 305 305  
 306 306  
 307 307  
 308 308  
 309 309  
 310 310  
 311 311  
 312 312  
 313 313  
 314 314  
 315 315  
 316 316  
 317 317  
 318 318  
 319 319  
 320 320  
 321 321  
 322 322  
 323 323  
 324 324  
 325 325  
 326 326  
 327 327  
 328 328  
 329 329  
 330 330  
 331 331  
 332 332  
 333 333  
 334 334  
 335 335  
 336 336  
 337 337  
 338 338  
 339 339  
 340 340  
 341 341  
 342 342  
 343 343  
 344 344  
 345 345  
 346 346  
 347 347  
 348 348  
 349 349  
 350 350  
 351 351  
 352 352  
 353 353  
 354 354  
 355 355  
 356 356  
 357 357  
 358 358  
 359 359  
 360 360  
 361 361  
 362 362  
 363 363  
 364 364  
 365 365  
 366 366  
 367 367  
 368 368  
 369 369  
 370 370  
 371 371  
 372 372  
 373 373  
 374 374  
 375 375  
 376 376  
 377 377  
 378 378  
 379 379  
 380 380  
 381 381  
 382 382  
 383 383  
 384 384  
 385 385  
 386 386  
 387 387  
 388 388  
 389 389  
 390 390  
 391 391  
 392 392  
 393 393  
 394 394  
 395 395  
 396 396  
 397 397  
 398 398  
 399 399  
 400 400  
 401 401  
 402 402  
 403 403  
 404 404  
 405 405  
 406 406  
 407 407  
 408 408  
 409 409  
 410 410  
 411 411  
 412 412  
 413 413  
 414 414  
 415 415  
 416 416  
 417 417  
 418 418  
 419 419  
 420 420  
 421 421  
 422 422  
 423 423  
 424 424  
 425 425  
 426 426  
 427 427  
 428 428  
 429 429  
 430 430  
 431 431  
 432 432  
 433 433  
 434 434  
 435 435  
 436 436  
 437 437  
 438 438  
 439 439  
 440 440  
 441 441  
 442 442  
 443 443  
 444 444  
 445 445  
 446 446  
 447 447  
 448 448  
 449 449  
 450 450  
 451 451  
 452 452  
 453 453  
 454 454  
 455 455  
 456 456  
 457 457  
 458 458  
 459 459  
 460 460  
 461 461  
 462 462  
 463 463  
 464 464  
 465 465  
 466 466  
 467 467  
 468 468  
 469 469  
 470 470  
 471 471  
 472 472  
 473 473  
 474 474  
 475 475  
 476 476  
 477 477  
 478 478  
 479 479  
 480 480  
 481 481  
 482 482  
 483 483  
 484 484  
 485 485  
 486 486  
 487 487  
 488 488  
 489 489  
 490 490  
 491 491  
 492 492  
 493 493  
 494 494  
 495 495  
 496 496  
 497 497  
 498 498  
 499 499  
 500 500  
 501 501  
 502 502  
 503 503  
 504 504  
 505 505  
 506 506  
 507 507  
 508 508  
 509 509  
 510 510  
 511 511  
 512 512  
 513 513  
 514 514  
 515 515  
 516 516  
 517 517  
 518 518  
 519 519  
 520 520  
 521 521  
 522 522  
 523 523  
 524 524  
 525 525  
 526 526  
 527 527  
 528 528  
 529 529  
 530 530  
 531 531  
 532 532  
 533 533  
 534 534  
 535 535  
 536 536  
 537 537  
 538 538  
 539 539  
 540 540  
 541 541  
 542 542  
 543 543  
 544 544  
 545 545  
 546 546  
 547 547  
 548 548  
 549 549  
 550 550  
 551 551  
 552 552  
 553 553  
 554 554  
 555 555  
 556 556  
 557 557  
 558 558  
 559 559  
 560 560  
 561 561  
 562 562  
 563 563  
 564 564  
 565 565  
 566 566  
 567 567  
 568 568  
 569 569  
 570 570  
 571 571  
 572 572  
 573 573  
 574 574  
 575 575  
 576 576  
 577 577  
 578 578  
 579 579  
 580 580  
 581 581  
 582 582  
 583 583  
 584 584  
 585 585  
 586 586  
 587 587  
 588 588  
 589 589  
 590 590  
 591 591  
 592 592  
 593 593  
 594 594  
 595 595  
 596 596  
 597 597  
 598 598  
 599 599  
 600 600  
 601 601  
 602 602  
 603 603  
 604 604  
 605 605  
 606 606  
 607 607  
 608 608  
 609 609  
 610 610  
 611 611  
 612 612  
 613 613  
 614 614  
 615 615  
 616 616  
 617 617  
 618 618  
 619 619  
 620 620  
 621 621  
 622 622  
 623 623  
 624 624  
 625 625  
 626 626  
 627 627  
 628 628  
 629 629  
 630 630  
 631 631  
 632 632  
 633 633  
 634 634  
 635 635  
 636 636  
 637 637  
 638 638  
 639 639  
 640 640  
 641 641  
 642 642  
 643 643  
 644 644  
 645 645  
 646 646  
 647 647  
 648 648  
 649 649  
 650 650  
 651 651  
 652 652  
 653 653  
 654 654  
 655 655  
 656 656  
 657 657  
 658 658  
 659 659  
 660 660  
 661 661  
 662 662  
 663 663  
 664 664  
 665 665  
 666 666  
 667 667  
 668 668  
 669 669  
 670 670  
 671 671  
 672 672  
 673 673  
 674 674  
 675 675  
 676 676  
 677 677  
 678 678  
 679 679  
 680 680  
 681 681  
 682 682  
 683 683  
 684 684  
 685 685  
 686 686  
 687 687  
 688 688  
 689 689  
 690 690  
 691 691  
 692 692  
 693 693  
 694 694  
 695 695  
 696 696  
 697 697  
 698 698  
 699 699  
 700 700  
 701 701  
 702 702  
 703 703  
 704 704  
 705 705  
 706 706  
 707 707  
 708 708  
 709 709  
 710 710  
 711 711  
 712 712  
 713 713  
 714 714  
 715 715  
 716 716  
 717 717  
 718 718  
 719 719  
 720 720  
 721 721  
 722 722  
 723 723  
 724 724  
 725 725  
 726 726  
 727 727  
 728 728  
 729 729  
 730 730  
 731 731  
 732 732  
 733 733  
 734 734  
 735 735  
 736 736  
 737 737  
 738 738  
 739 739  
 740 740  
 741 741  
 742 742  
 743 743  
 744 744  
 745 745  
 746 746  
 747 747  
 748 748  
 749 749  
 750 750  
 751 751  
 752 752  
 753 753  
 754 754  
 755 755  
 756 756  
 757 757  
 758 758  
 759 759  
 760 760  
 761 761  
 762 762  
 763 763  
 764 764  
 765 765  
 766 766  
 767 767  
 768 768  
 769 769  
 770 770  
 771 771  
 772 772  
 773 773  
 774 774  
 775 775  
 776 776  
 777 777  
 778 778  
 779 779  
 780 780  
 781 781  
 782 782  
 783 783  
 784 784  
 785 785  
 786 786  
 787 787  
 788 788  
 789 789  
 790 790  
 791 791  
 792 792  
 793 793  
 794 794  
 795 795  
 796 796  
 797 797  
 798 798  
 799 799  
 800 800  
 801 801  
 802 802  
 803 803  
 804 804  
 805 805  
 806 806  
 807 807  
 808 808  
 809 809  
 810 810  
 811 811  
 812 812  
 813 813  
 814 814  
 815 815  
 816 816  
 817 817  
 818 818  
 819 819  
 820 820  
 821 821  
 822 822  
 823 823  
 824 824  
 825 825  
 826 826  
 827 827  
 828 828  
 829 829  
 830 830  
 831 831  
 832 832  
 833 833  
 834 834  
 835 835  
 836 836  
 837 837  
 838 838  
 839 839  
 840 840  
 841 841  
 842 842  
 843 843  
 844 844  
 845 845  
 846 846  
 847 847  
 848 848  
 849 849  
 850 850  
 851 851  
 852 852  
 853 853  
 854 854  
 855 855  
 856 856  
 857 857  
 858 858  
 859 859  
 860 860  
 861 861  
 862 862  
 863 863  
 864 864  
 865 865  
 866 866  
 867 867  
 868 868  
 869 869  
 870 870  
 871 871  
 872 872  
 873 873  
 874 874  
 875 875  
 876 876  
 877 877  
 878 878  
 879 879  
 880 880  
 881 881  
 882 882  
 883 883  
 884 884  
 885 885  
 886 886  
 887 887  
 888 888  
 889 889  
 890 890  
 891 891  
 892 892  
 893 893  
 894 894<br



3 前項の規定による届出をする場合には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第一項の規定による届出をした者（次項から第六項までにおいて「届出者」という。）は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、特定卸供給事業を開始してはならない。

1 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護並びに一般送配電事業者及び配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができることとする。

5 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができることとする。この場合において、経済産業大臣は、当該届出者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 特定卸供給事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更するときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定卸供給事業を開始してはならない」とあるのは、「当該届出に係る事項を変更してはならない」とある。

2 「第二項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定卸供給事業を開始してはならない」とあるのは、「当該届出に係る事項を変更してはならない」と読み替えるものとする。」

9 特定卸供給事業者は、第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
(特定卸供給義務)

第二十七条の三十二 第二条の七第一項本文及び  
第二項、第二条の十七第一項並びに第二十七条  
の二十五の規定は、特定卸供給事業者に準用す  
る。この場合において、同条第一項中「事業の  
全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替  
えるものとする。

### 第六節 特定供給

**第二十七条の三十三 電気事業（発電事業を除  
く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、  
電気を供給する事業を営もうとする者は、供給  
の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大  
臣の許可を受けなければならない。**

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める  
構内の需要に応じ電気を供給するための発電  
等用電気工作物により電気を供給するとき。

二 小売電気事業、一般送配電事業、配電事  
業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用  
に供するための電気を供給するとき。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げ  
る事項を記載した申請書に経済産業省令で定め  
る書類を添付して、経済産業大臣に提出しなけ  
ればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

三 供給する場所

四 その他経済産業省令で定める事項

経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の  
各号のいずれにも適合していると認めるときで  
なければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手  
方と経済産業省令で定める密接な関係を有す  
ること。

二 供給する場所が一般送配電事業者又は配電  
事業者の供給区域内にあるものにあつては、  
事業者との供給契約を締結する。

第七節 広域的運営

が 第三項各号のいずれかに適合しなくては認めるとときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第三款 広域的運営推進機関

態でなくなつたとき。  
の他経済産業省令で定める場合に該当す  
き。

(目的) 三一書院

（二）（付する言語で、右の（會社事務用の言語）に於ける）のを除く。）は、電源開発の実施、電気の供給電気工作物の運用等の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するよう位に相互に協調しなければならない。

**第二十八条の二 削除**

**第二款 特定自家用電気工作物設置考**

**の届出**

**第二十八条の三 発電用又は蓄電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電力事業者）**

(目的)

**第二十八条の四** 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

（法人格）

**第二款 特定自家用電気工作物設置者**  
**の届出**  
**第二十八条の三** 発電用又は蓄電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者）

（法人格）  
第二十八条の五 推進機関は、法人とする。  
（数）  
第二十八条の六 唯唯幾闇は、一を畏り、没立さ  
給の指示等の業務を行ふことにより、電気事業  
の遂行に当たつての広域的運営を推進すること  
を目的とする。

業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及

（名称）  
第二十八条の七 推進機関は、その名称中に広域的軍事推進機関と/orの文字を用ひななければならぬものとする。

運用する電線路を通じて間接に電気的に接続したときは、経済産業省令で定めるところによ

2 唯垂機関では、その名称中に玄域的専  
門言語が混じるに違ひはない。

り、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添え

2 接近機関でない者は、その名稱口に近接自進営推進機関という文字を用いてはならない。

て、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合

**第二十八条の八** 推進機関は、政令で定めると、  
(登記)

2 前項の規定による届出をした者は、この限りでない。

2 算により 登記しなければならない事項の規定により登記しなければならない事項に、次記のとおりしておる。

第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。は、次の各号のいずれかに該当

項目は登記の後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

一 前項の事項を変更したとき。

二 前項の規定による届出に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

三 前項の規定による届出に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物が同項の経済産業大臣に届け出なければならない。







遅滞なく、その変更をした広域系統整備計画を  
経済産業大臣に届け出なければならない。  
(整備等計画の認定)

三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のものに定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は送電事業者は、単独で又は

業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項。

二 整備等計画の実施期間

三 電気工作物の整備又は更新の実施体制

四 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要なこと。

二 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

(認定整備等計画の変更等)

2 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定整備等計画」という。)に従つて

て電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定整備等事業者に對して当該各号のいずれかに適合しないものとなつたときには、認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第二十八条の五十一 推進機関の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十日までとする。(事業年度)(予算等の認可)

第二十八条の五十二 推進機関は、毎事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとするときも、同様とする。

(財務諸表等の提出)

第二十八条の五十三 推進機関は、事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」といいう。)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定により財務諸表等を所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十八条の五十四 推進機関は、次に掲げる業務に係る經理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

三 第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務

四 第二十八条の四十第二項第一号に掲げる業務

五 第二十八条の四十第二項第二号に掲げる業務

六 前各号に掲げる業務以外の業務

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第二十八条の五十五 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む)をし、又は広域的運営推進機関債(以下この条及び次条において「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4 機関債の債権者は、推進機関の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けられる権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般的な先取特権に次ぐものとする。

6 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、機関債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十三条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めたもののほか、機関債に關する必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

三 第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務(第二十八条の四十第一項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることができる。

四 第二十八条の五十七 推進機関は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

五 第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務

六 前各号に掲げる業務以外の業務

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第二十八条の五十八 この法律で規定するもののほか、推進機関の財務及び会計に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

七 監督命令

八 監督

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者がら供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じ得られた知見に照らして検討するとともに、意見(供給能力の確保のために必要な措置に関するものを含む。)があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては速やかに)、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、当該意見を付して、当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては速やかに)、経済産業大臣に送付しなければならない。



済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者（以下この条において「小売電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用的状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

## 第二節 あつせん及び仲裁

（あつせん）

**第三十五条** 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）に一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないときは、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者の細目に応じず、若しくは協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不

當な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行ふものとする。

委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行

う。

（仲裁の委任）

**第三十六条** 電気供給事業者間において、契約等の締結に關し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定をした後は、この限りでない。

委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行

う。

（申請の經由）

仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者は、この限りでない。

委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行

う。

（申請の権利）

仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（政令への委任）

**第三十七条** この節の規定により委員会に対してもするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

（電気使用者情報の利用及び提供）

委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不

當な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行ふものとする。

委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行

う。

（電気使用者情報の提供の禁止の例外）

委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行

う。

（電気使用者情報の提供の禁止の例外）

- 3 会員は、認定電気使用者情報利用者等協会から前項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 認定電気使用者情報利用者等協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。  
(認定電気使用者情報利用者等協会への報告等)
- 第三十七条の八** 会員は、他の会員が行つた電気使用者情報の利用及び提供に関する事項に關し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため必要な情報をとして経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定電気使用者情報利用者等協会に報告しなければならない。
- 2 認定電気使用者情報利用者等協会は、その保有する前項に規定する情報を会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。  
(目的外利用の禁止)
- 第三十七条の九** 認定電気使用者情報利用者等協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、情報利用等適正化業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
- 第三十七条の十** 認定電気使用者情報利用者等協会は、その定款において、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十七条の四第二号に規定する定款の定めのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は第三十七条の五第四号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。  
(認定電気使用者情報利用者等協会に対する監督)
- 第三十七条の十一** 経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運営に改善が必要であると認めるとときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律に基づく命令の規定に違反したときは、認定電気使用者情報利用者等協会の認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて情報利用等適正化業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 3 (経済産業大臣による情報提供)  
**第三十七条の十二** 経済産業大臣は、認定電気使用者情報利用者等協会の求めに応じ、認定電気使用者情報利用者等協会が情報利用等適正化業務を適正に行うために必要な限度において、会員又は会員にならうとする者に関する情報をあつて情報利用等適正化業務に資するものとして経済産業省令で定める情報を提供することができる。
- 第三章 電気工作物**
- 第一节 定義**
- 第三十八条** この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物であつて、構内(これに準ずる区域)内を含む。(以下同じ。)に設置するものをいう。ただし、小規模発電設備(低压)(経済産業省令で定める電圧以下の電圧をいう。第一号において同じ。)の電気に係る発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。(以下同じ。)以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所として経済産業省令で定める場所に設置するものを除く。
- 一 電気を使用するための電気工作物であつて、低圧受電電線路(当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号口及び第三項第一号口において同じ。)以外の電線路によりそこの構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
- 二 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの
- イ 出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること。
- ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。
- 三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの
- イ この法律において「事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをい

- う。
- 2 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをい
- 3 (費用の負担等)  
**第三十九条** 事業用電気工作物の維持
- 第一款 技術基準への適合**
- 五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの
- 第二款 事業用電気工作物**
- 2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
- 3 主務大臣は、前項において準用する第二十五条第二項本文の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。
- 第三款 自主的な保安**
- 2 第二十五条第二項本文及び第三項から第五項まで並びに第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項本文、第三項及び第四項中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。
- 3 主務大臣は、前項において準用する第二十五条第二項本文の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。
- 第四十条** (技術基準適合命令)
- 2 第四十一条 事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないと認めるときは、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務大臣で定めるところにより、保安を一体的に確保することができる。事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。
- 3 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ぜることができる。

- 3 (費用の負担等)  
**第四十二条** 事業用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。)を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務大臣で定めるところにより、保安を一体的に確保することができる。事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。
- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ぜることができる。
- 第四十三条** (技術基準適合命令)
- 2 第四十四条 事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないと認めるときは、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ぜなければならない。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。  
 (主任技術者)

**第四十三条** 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に從事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならぬ。  
 (主任技術者免状)

**第四十四条** 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

一 第一種電気主任技術者免状  
 二 第二種電気主任技術者免状  
 三 第三種電気主任技術者免状  
 四 第一種ダム水路主任技術者免状  
 五 第二種ダム水路主任技術者免状  
 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状  
 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

2 主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣が交付する。  
 一 主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者  
 二 前項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状にあつては、電気主任技術者試験に合格した者  
 3 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行わないことができる。  
 一 次項の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

4 経済産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安状態の返納を命ずることができる。  
 (免状交付事務の委託)

**第四十四条の二** 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、主任技術者免状（前条第一項第一号から第三号までに掲げる種類のものに限る。）に関する事務（主任技術者免状の返納に係る事務その他の政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を次条第二項の指定試験機関に委託することができることとする。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第四十五条** 電気主任技術者試験は、主任技術者免状の種類ごとに、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する必要な知識及び技能について、経済産業大臣が行う。

2 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」といいう。）を行わせることができる。

3 電気主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気主任技術者試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

(小規模事業用電気工作物を設置する者の届出)  
**第四十六条** 小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるとおり、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
 (方法書の届出)

**第四十六条の四** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という。）をしようとする者（以下「特定事業者」という。）は、同法第五条第一項の環境影響評価法を行つた結果を、経済産業省令で定めるところにより、記載しなければならない。  
 (方法書の作成)

**第四十六条の五** 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理し、特定期間に限り、特定事業者に対する特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。  
 (方法書についての意見の概要等の届出等)

**第四十六条の六** 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。  
 (方法書についての意見の概要等の届出等)

2 特定事業者は、環境影響評価法第十条第一項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第三項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配意しなければならない。  
 (方法書についての勧告)

**第四十六条の八** 経済産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の意見又は同条第六項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配意しなければならない。  
 (方法書についての勧告)

**第四十六条の九** 経済産業大臣は、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理し、特定期間に限り、特定事業者に対する特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。  
 (方法書についての意見の概要等の届出等)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。  
 (方法書についての意見の概要等の届出等)

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に對し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。  
 (方法書についての意見の概要等の届出等)

特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

#### (環境影響評価の項目等の選定)

**第四十六条の九** 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項、第四項又は第五項の意見を勘案するとともに同法第八条第二項の規定により同法第十八条第一項、第四項又は第五項の意見を勘案するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

#### (準備書の作成)

**第四十六条の十** 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

#### (準備書の届出)

**第四十六条の十一** 特定事業者は、環境影響評価法第十五条の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### (準備書についての意見の概要等の届出)

**第四十六条の十二** 特定事業者は、環境影響評価法第十九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

**(準備書についての関係都道府県知事等の意見)**  
第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係る事業者に替えて経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。  
(準備書についての勧告)

**第四十六条の十四** 経済産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

#### (変更命令)

**第四十六条の十七** 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定め

定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定めることと命ずることができる。

#### (環境影響評価法の適用除外)

対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

#### (評価書の送付)

経済産業大臣は、前項の規定による命令をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境大臣に送付しなければならない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前条第一項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十六条の十五** 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十二条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第一項、第四項又は第五項の意見を勘案するとともに同法第十八条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

#### (評価書の届出)

**第四十六条の十六** 特定事業者は、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

#### (報告書の公表)

**第四十六条の二十一** 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条第一項の適用により第一項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

特定事業者は、前項の規定による通知に係る評価書に記載されるとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されるところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

特定事業者は、前項の規定による通知に係る評価書に記載されるとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されるところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

る期間内に限り、特定事業者に對し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

#### (環境影響評価法の適用除外)

特定事業者に對する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (評価書の送付)

特定事業者は、前項の規定による命令をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、第一項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十六条の十九** 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の適用については、同条中「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは、「電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知を受けた」と、同条中「評価書を」とあるのは、「当該通知に係る評価書を」と、「評価書等」とあるのは、「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第十四項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

#### (環境の保全の配慮)

**第四十六条の二十** 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されるところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

#### (評価書の届出)

**第四十六条の二十一** 特定事業者は、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

#### (報告書の公表)

**第四十六条の二十二** この款に定めるものほ  
替え等)この款に定めるものほ  
か、特定事業者に対する環境影響評価法の規定

の適用に當たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (環境影響評価法の適用除外)

特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二条から第二十六条まで、第三十三条から第三十七条规定による命令をするときは、同法第二十九条第二項においては、同法第四条第三項第二号(同条第四項及び同法第二十九条第二項においては、同法第三十八条の三第一項の規定により評価書を作成する場合を含む。)の措置がとられたものである。

#### (評価書の送付)

特定事業者は、前項の規定による命令をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、第一項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十六条の二十三** 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二条から第二十六条まで、第三十三条から第三十七条规定による命令をするときは、同法第二十九条第二項においては、同法第四条第三項第二号(同法第三十八条の三第一項の規定により評価書を作成する場合を含む。)の措置がとられたものである。

#### (環境の保全の配慮)

**第四十六条の二十四** 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されるところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

#### (評価書の届出)

**第四十六条の二十五** 特定事業者は、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

#### (報告書の公表)

**第四十六条の二十六** 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条の三第一項の適用により評価書を作成する場合においては、同項中「第二十二条第一項の規定による通知を受けた」とあるのは、「これ」とする。

特定事業者に対する環境影響評価法の規定によ  
る場合においては、同項中「第二十二条第一項の規定による通知を受けた」とあるのは、「これ」とする。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十六条の二十七** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前条第二項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十七条** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十七条** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十七条** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十七条** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

#### (評価書の公告及び縦覧)

**第四十七条** 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

#### (評価書の作成)

特定事業者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。



する者は、その溶接について主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の自主検査においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は第四十六条第一項、第四十七条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期検査)

第五十四条 特定重要電気工作物(発電用のボイラ、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものであつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう)については、これらを設置する者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 次に掲げる電気工作物(以下この条において「特定電気工作物」という。)を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について自主検査を行ひ、その結果を記録し、これを保存しなければならない。一 発電用のボイラ、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの(前号に掲げるものを除く。)

二 電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であつて主務省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるもの(前二号に掲げるものを除く。)

2 前項の自主検査(以下「定期自主検査」という。)においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期自主検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて主務省令で定めるものに関する事項が経過した後に第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるとときは、当該部分が同項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の主務省令で定める事項について、主務省令で定める事項については、これを主務大臣に報告しなければならない。

4 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(第六項において準用する第五十七条第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期に、特定電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除く。)であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

6 第五十五条第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と、「使用前自主検査」とあるのは「定期自主検査」と読み替えるものとする。

第五款 承継

(事業用電気工作物を設置する者の地位の承継)  
第五十五条の二 事業用電気工作物を設置する者について相続、合併又は分割(当該事業用電気工作物を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業

用電気工作物を承継した法人は、その事業用電気工作物を設置する者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六款 認定高度保安実施設置者(認定)

2 第五十五条の三及び第五十五条の四の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(認定の更新)

第五十五条の三 事業用電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。以下この款において同じ。)を設置する者は、経済産業大臣で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の認定(以下この款において単に「認定」という。)を受けることができる。

5 前項の認定をしてはならない。

(認定の基準)

第五十五条の四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能

力を持続的に向上させる仕組みを有すること

その他の経済産業省令で定める基準に適合す

るものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

第五十五条の八 第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者(認定高度保安実施設置者に限る。)の地位を承継した者は、認定高度保安実施設置者ではないとき、又は認定高度保安実施設置者である場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、認定高度保安実施設置者の地位を承継しない。

一 その行う承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでない

二 その認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他のによる災害を発生させた日から二年を経過しないとき。

三 第五十五条の五第一項第三号から第五号ま

でのいずれかに該当するとき。

(認定の取消し)

第五十五条の九 経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者が次の各号のいずれかに該当すると

一 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関する、その責めに帰すべき事由によ

り、電気その他のによる災害を発生させた日から二年を経過しないとき。

二 その取消しの日から二年を経過しな

い者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第五十五条の九の規定により認定を取り消された、その取消しの日から二年を経過しな

い者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他のによる災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。

三 第四十条の規定により電気工作物の使用的一時停止の命令又は使用の制限の処分を受けたとき。

四 第五十五条の四各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五 第五十五条の五第一項第三号又は第五号に該当するに至ったとき。

六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

四 第五十五条の四各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

（保安規程に係る特例）

**第五十五条の十** 認定高度保安実施設置者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第四十二条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

（主任技術者に係る特例）

**第五十五条の十一** 認定高度保安実施設置者は、第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任又はその解任については、同条第三項の規定にかかるわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めたところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（使用前安全管理検査の特例）

**第五十五条の十三** 認定高度保安実施設置者であつて、第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる電気工作物を設置するものは、同項の自主検査については、同項の規定にかかるわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

2 第五十五条第四項から第六項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

### 第三節 一般用電気工作物

**第五十六条** 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合してい

ないと認めるときは、その所有者又は占有者に対する技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとのべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知することができる。（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

**第五十七条** 一般用電気工作物と直接に電気的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（以下この条、次条及び第八十九条において「電線路維持運用者」という。）は、経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、その一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようするためとのべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知することができる。

（調査の義務）

2 第五十七条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、前項の経済産業省令に準用する。

2 電線路維持運用者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようするためとのべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

（定期安全管理検査の特例）

**第五十五条の十三** 認定高度保安実施設置者であつて、第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる電気工作物を設置するものは、同項の自主検査については、同項の規定にかかるわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

2 第五十五条第四項から第六項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようするためとのべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知することができる。（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

**第五十八条** 電気事業者（小売電気事業者及び特定卸供給事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用する必要があるときは、これを提示しなければならない。

（一時使用）

2 電線路維持運用者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電線路維持運用者が第一項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

**第四章 土地等の使用**

2 電線路維持運用者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、あらかじめ通知しなければならないときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。

4 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならぬ。

5 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

6 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

（立入り）

7 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。たゞときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

**第五十九条** 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けたて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の許可の申請が立入りた場合に準用する。

3 前条第四項、第五項及び第七項本文の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。

**第六十条** 電気事業者は、電気事業の用に供する電線路に関する工事又は電線路の維持のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置等を一時使用しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。





であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

□ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に有するもの

□ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に有する者に通算して六年以上従事した経験を有する者登録申請者が、特殊電気工作物を設置する者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

□ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者がその親法人会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

□ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

□ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

□ 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（登録の更新）

第七十一条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（適合性確認の義務）

第七十二条 登録を受けた者（以下「登録適合性確認機関」という。）は、適合性確認を行るべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならぬ。

2 登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に

イ 電気工作物設置者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

□ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者がその親法人会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

□ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

□ 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録適合性確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電子的記録を含む。次項及び第二百二十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

特殊電気工作物設置者その他の利害関係人は、登録適合性確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

2 登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に

イ 電気工作物設置者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

□ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者がその親法人会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

□ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

□ 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

（登録の取消し等）

一 第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定による請求を拒んだとき。

二 第六十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 正當な理由がないのに第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第七十三条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第七十九条 登録適合性確認機関は、帳簿を備え、適合性確認の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（経済産業大臣による適合性確認業務の実施）

第七十条 経済産業大臣は、登録を受ける者がいるとき、第七十四条の規定による適合性確認の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第七十八条の規定により登録を取り消し、又は登録適合性確認機関に対し適合性確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録適合性確認機関が天災その他的事由により適合性確認の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性確認の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により適合性確認の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性確認の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（登録の改善命令）

第七十七条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十二条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

るべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七十八条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登

録を取り消し、又は期間を定めて適合性確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定による請求を拒んだとき。

二 第六十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 正當な理由がないのに第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第七十三条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（登録の取消し等）

一 第五十二条、第五十三条第一項の審査

二 第五十五条第四項の審査

ハ 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

二 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

三 登録を受けた者が適合性確認を行つう事業所の所在地

2 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

三 登録を受けた者が適合性確認を行つう事業所の所在地

二 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

三 登録を受けた者が適合性確認を行つう事業所の所在地

二 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の所在地

三 登録を受けた者が適合性確認を行つう事業所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（登録の更新）

第七十四条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ

うとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（登録の改善命令）

第七十五条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十二条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七十六条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十二条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の改善命令）

第七十七条 絏済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十二条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七十八条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登

（登録）

第二節 登録安全管理審査機関

第八十条の二 第五十二条第三項又は第五十五条第四項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる審査の区分（次条において単に「審査の区分」という。）ごとに、これらの審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

一 第五十二条第三項の審査

二 第五十五条第四項の審査



- 3 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が試験事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

**第八十四条の二の二** 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

**第八十四条の三** 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第四十五条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(解任命令)

**第八十四条の四** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

**第八十四条の五** 経済産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

**第八十五条** 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の地位)

**第八十五条の二** 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員(試験員を含む。)は、刑法その他その罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

**第八十六条** 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいづれかに適合しなくなつたと

認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命令する。

- 認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に関して監督上必要な命令をすることができる。  
(指定の取消し等)

**第八十七条** 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十三条第三号に適合しなくなつたときは、第四十五条第二項の指定を取り消さなければならぬ。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第八十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第八十四条、第八十四条の二第一項、第八十四条の二の二、第八十四条の三又は次条の規定に違反したとき。

三 第八十四条の二第一項の認可を受けた業務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第八十四条の二第三項、第八十四条の五又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十五条第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第八十七条の二** 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。  
(経済産業大臣による試験)

**第八十八条** 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十四条の二の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十七条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機

## 第四節 登録調査機関

- 関が第八十四条の二の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第十八条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

#### 第四節 登録調査機関

(登録)

**第八十九条** 第五十七条の二第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、電線路維持運用者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

**第九十条** 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次に掲げる測定器を用いて調査業務を行うものであること。

イ 絶縁抵抗計  
ロ 接地抵抗計  
ハ 漏れ電流計

二 交流電流計

ホ 交流電圧計

二 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施するものであること。

イ 第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者

ロ 電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

ハ 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大學令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校において電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

二 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第九十一条

- 第九十二条** 登録調査機関は、第五十七条の第二項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第五十七条第一項の経済産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

**2 経済産業大臣**は、登録調査機関が第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、登録調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務の廃止)

**第九十三条** 登録調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

**第九十四条** 登録調査機関は、調査業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、調査業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程には、調査業務の実施方法、調査業務に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(登録の取消し)

**第九十五条** 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第九十二条第一項、第九十三条若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

四 第九十二条第二項の規定又は次条において準用する第七十六条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。



- 一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。  
二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。  
三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。  
四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。  
五 第九十九条第二項、第九十九条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。  
六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

## 第八章 雜則

### (登録等の条件)

**第一百条** 登録、変更登録、許可、指定、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

**第二百一条** 経済産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならぬ。

**第二百二条** 経済産業大臣は、発電水力の開発上必要な認可があると認めるときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に対し、その電気工作物を設置している河川について、経済産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

**第三百三条** 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第二十三条若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用（同条に規定する水利使用をいう。第三項において同じ。）に関する許可を除く。）の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのもの

であつて政令で定めるものであると  
を付して経済産業大臣に報告し、経  
の意見を求めなければならない。  
経済産業大臣は、前項の規定によ  
められたときは、国土交通大臣に協  
とする。

- 

者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対する報告又は資料の提出をさせることがができる。

- 

者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対する報告又は資料の提出をさせることがができる。







七 第四十三条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつたとき。  
八 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。  
**第一百十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の

罰金に処する。

二 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の第三項第三号に掲げる事項を変更したとき。

三 第九条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第七項又は第二十七条の三十第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第九条第三項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三十第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十七条の十三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第二項又は第二十七条の三十第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をしたとき。

七 第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだとき。

八 第二十七条の三十三第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだとき。

九 第三十四条の二第一項又は第百三条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第四十八条第四項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

十一 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物を使用したとき。

第一百十九条の二 第三十七条の十一第一項の規定による命令に違反した認定電気使用者情報利用

**第一百十九条の三** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十三条の二第三項の規定による送付をしなかつたとき。

三 第百六条第八項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

**第一百九条の四** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項の許可を受けないで試験事務又は市場開設業務の全部を廃止したとき。

二 第八十七条の二第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八十七条の二第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第百六条第九項又は第十二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第七項又は第九項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

**第一百二十条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の七第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二条の八第一項、第七条第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の七の二第四項（第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第一項、第二十七条の十二の六第四項（第二十七条の十二の七第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第二十七条の十二の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十一項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項、若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは

第二項、第四十三項第三項、第四十六項第一項若しくは第二項、第四十七項第四項若しくは第五項、第五十一項の二第三項、第五十五条の七、第五十七条の二第二項又は第七十四条（八十一条の六において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十二条の十四第一項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付したとき。

三 第十七条の二第六項、第十八条第十二項（第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十二の十二の十一第四項の規定に違反したとき。

四 第二十三条の四第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条第三項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）若しくは第五十五条の十一の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

六 第三十七条の六第三項の規定に違反して、その名称中に認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

七 第四十二条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。



9	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
10	次に掲げる者は、経済産業大臣に対し、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用を円滑に行うため、第十七項から第十九項までの規定を適用することが適當である旨の認定を申請することができる。
11	前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めることは、その認定をするものとする。
12	一 商号及び住所 二 電気事業以外の事業を営む場合（前項第四号に掲げる者にあつては、当該者の子会社とする会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）にあつては、その概要
13	経済産業大臣は、第十項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めること。
14	一 広域的運営による電気の安定供給の確保その他他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適当なものであること。 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 社債の発行により得られる金銭がこれに要する費用に充てられると見込まれるものであること。

15 請があつたときは、その認定を取り消さなければならぬ。

（施行期日等）  
この法律は、公布の日から施行する。

2 第三十六条の規定による改正前の電気事業法  
第四十二条第一項又は第七十一条第一項の規定  
による届出であつて第三十六条の規定の施行前

したるものとみなす。  
9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
10 次に掲げる者は、経済産業大臣に対し、電気

する場合又は前項の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定会社から第十二項の認定の取消しの申請があつた場合を除く。）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければなら

（施行期日）  
五号抄  
この法律は、公布の日から施行する。

にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

16 ない。  
15 経済産業大臣は、第十一項の認定をしたとき、又は第十四項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

14 認定会社の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第十九項及び第二十一項において同じ。）の債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

13 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

12 第十四項の規定により第十二項の認定が取り消されたときは、当該認定の取消しの前に認定会社が発行した社債の社債権者については、これを認定会社の社債の社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。

11 第十項から前項までの規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

10 第一項から第十九項までの規定は、前項の規定で第十七項から第十九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

9 附 則（昭和四五年一二月一五日法律第三六号）抄  
（施行期日）

8 一三四号）抄  
（施行期日）

7 一 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

6 附 則（昭和四八年七月一五日法律第六六号）抄  
（施行期日）

5 一 この法律は、公布の日から施行する。

4 附 則（昭和五三年五月一三日法律第五五号）抄

2 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一から三まで 略

四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十二月一日

五 第二十五条、第一十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十四条の改正規定を除く。）並びに第八条（第三項を除く。）において同じ。）並びに第三十七条、第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条（第三項を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（電気事業法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第三十六条の規定の施行前に電気事業法第三条第一項又は第八条第一項の許可の申請をした者についての当該許可に係る電気工作物の設置及び事業の開始又は供給区域若しくは供給の相手方及び供給地点若しくは電気工作物に關する事項の変更に係る期間の指定については、なお從前の例による。

昭和五十九年十一月三十日以前に第三十六条の規定による改正前の電気事業法第五十四条第四項第二号の規定による認定の申請をした者に対する認定及び主任技術者免状の交付並びに同日において現に同号の規定により認定される者及び電気主任技術者国家試験に合格していする者に対する主任技術者免状の交付については、なお従前の例による。この場合において当該交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

第三十六条の規定の施行の日から昭和五十九年十一月三十日までの間における同条の規定による改正後の電気事業法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「第五十四条第三項第一号若しくは第二号の規定により若しくは指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者、主任技術者免状の交付を受けようとする者」とあるのは、「第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者、主任技術者免状の交付を受けようとする者」である。

(罰則に関する経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二年六月二九日法律第六五号) 拝  
(施行期日)

三 発電事業者たる会社

11 四 前三号に掲げる者を子会社とする会社

前項の規定による申請をしようとする者は、  
経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる  
事項を記載した申請書その他経済産業省令で  
定める書類を経済産業大臣に提出しなければな  
らない。

一 商号及び住所

二 電気事業以外の事業を営む場合（前項第四  
号に掲げる者にあつては、当該者の子会社で  
ある同項第一号から第三号までに掲げる者  
が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）  
にあつては、その概要

三 経済産業大臣は、第十項の規定による申請が  
あつた場合において、当該申請に係る電気の供  
給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号  
のいずれにも適合するものであると認めるとき  
は、その認定をするものとする。

一 広域的運営による電気の安定供給の確保そ  
の他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を  
図るために適当なものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるも  
のであること。

三 社債の発行により得られる金錢がこれに要  
する費用に充てられるこ見込まれるものであ  
ること。

<p>1 附 則 (昭和四五年一二月二十五日法律第三 一三四号) 抄</p> <p>21 二項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>20 三十項から前項までの規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>19 第十四項の規定により第十二項の認定が取り消されたときは、当該認定の取消しの前に認定会社が発行した社債の社債権者については、これを認定会社の社債の社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。</p> <p>18 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>	<p>1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。</p>
---	---------------------------------------

〔関係政令〕といふ)の規定により置かれる。となるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 拝  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

二月一日

四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定(電気工事土法第八条の改正規定を除く)並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十二月一日

五 第二十五条、第一十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定(電気事業法第五十四条の改正規定を除く)において同じ)並びに第三三七条、第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条(第三項を除く)の規定(公布

る者に対する主任技術者免状の交付について、は、なお従前の例による。この場合において、当該交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

第三十六条の規定の施行の日から昭和五十九年十一月三十日までの間における同条の規定による改正後の電気事業法第百十二条第一項の規定の適用については、同項中「第五十四条第三項第一号若しくは第二号の規定により若しくは指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者」とあるのは、「第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者、電気主任技術者免状の交付を受けようとする者、主任技術者免状の交付を受けようとする者」とする。  
(罰則)に関する経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の

13 する毎月に予てはらざると見込まれるものである。

1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日  
(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

施行後にしては、なほ従前の例による。

に届け出なければならない。  
経済産業大臣は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定会社から同項の認定の取消しの申

六号) (施行期日)  
抄  
この法律は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和五三年五月一三日法律第五  
五号) 抄

した者についての当該許可に係る電気工作物の設置及び事業の開始又は供給区域若しくは供給の相手方及び供給地点若しくは電気工作物に関する事項の変更に係る期間の指定については、なお従前の例による。

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。









**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条（第五項を除く。）から第五条まで、第九条（第五項を除く。）から第十五条まで、第十五条、第十六条及び第三十九条の規定（公布の日）

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第百六条、第百七条、第一百十二条の二、第一百七十七条の三、第一百七十七条の四及び第一百九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（電気事業法の一部改正に伴う経過措置）

二 第一条の規定による届出前に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第九条第一項の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前に第一条の規定による申請に係る旧電気事業法第十七条第一項の規定による許可については、なお従前の例による。

第三条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成十七年一月四日までに、経済産業省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款三号第一項の可を受けている一般電気事業者は、平成十七年一月四日までに、経済産業省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」とい

う。）第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（次項において準用する同条第三項の規定による命令があつたときに限る。）も、同様とする。

二 新電気事業法第二十四条の三第三項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。

三 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

四 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一条の規定による届出をした託送供給約款は、新電気事業法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日） 第四条 前条第二項において準用する新電気事業法第二十四条の三第三項の規定による命令に違反した者は、三百万元以下の罰金に処する。

二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第三項の規定に違反して公示しなかつた者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

第五条 新電気事業法第二十四条の三第二項ただし書及び第二十四条の四第一項ただし書の規定による承認及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第六条 この法律の施行の日前に旧電気事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、新電気事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新電気事業法又はこれに基づく命令の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律（附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした处分、手續その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつては、なほ前例による。

（政令委任）

第三十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律（附則第一条第三号（検討））の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第四十条 政府は、この法律（附則第一条第三号（検討））の施行に伴い必要な経過措置（この条において同じ。）の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の

規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三十八条の八に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第九四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則） 第二十六条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は、公布の日から、附則第四条第一項から第五项まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（附則） 第二十七条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつては、なほ前例による。

（政令委任）

第二十八条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附則） 第二十九条 この附則に定めるもののはか、この法律（附則第一条第三号（検討））の施行に伴い必要な経過措置（この条において同じ。）の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附則） 第三十条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（附則） 第三十一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

七号）抄

（施行期日） 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則） 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項のただし書

の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

**第三条** この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。

**第四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第五条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づき

附 則  
(平成二四年六月一七日法律第四

(施行期日) 扱

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし次の各号は別にする規定は当該各号に定める日から施行する。

第七条第一項（同議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項

(同議院の同意を得ることに係る部分は除く)。第五条、第六条、第十四条第一項、第三

## 二及び三 略 十四條及び第ノ十七条の規定 公布の日

四 隅見第十七条 第二十七条から第二十六条  
まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条

から第四十一条まで 第五十条 第五十五条  
条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、

第七十一条及び第七十八条の規定施行日から起算して十月を超えない範囲内において政

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に  
令で定める日

関する法律及び電気事業法の一部改正は伴う（過措置）

**第四十二条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により原子力発電工作物（旧電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。）の工事について原子

力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の認可がされている場合は、第四号新規制法第四十五条に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。)の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可がされているものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の認可の申請がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可の申請がされたものとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る届出がされているものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第六項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る届出がされているものとみなす。

5 第四十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十八条第一項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の十第一項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る届出がされているものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第三項の規定により原子

力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第三項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廢止すべき旨の命令があつた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法等四十三条の三の十第四項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廢止すべき旨の命令がなされたものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けた場合のとみなす。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

**第四十四条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十九条第一項の検査に合格している特定事業用電気工作物（同項に規定する特定事業用電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである発電用原子炉施設は、第四号新規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格しているものとみなす。

第四十五条	附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現行の際に旧電気事業法第五十一条第一項の検査に合格している燃料体（同項に規定する燃料体をいう。第三項において同じ。）は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格しているものとみなす。
2	附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現行の際に旧電気事業法第五十一条第二項第一号の規定によりされている認可は、第四号新規制法第十四条の三の十二第二項の規定によりされた認可とみなす。
3	附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現行の際に旧電気事業法第五十二条第三項の検査に合格している輸入した燃料体は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格しているものとみなす。
4	第四十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第一項の規定によりされた原子力発電工作物であつて溶接をするもの又は溶接をした原子力発電工作物であつて輸入したもの（以下この条において「溶接原子力発電工作物」という。）に係る旧溶接事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該旧溶接事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である原子炉容器等（同項に規定する原子炉容器等をいう。以下この項において同じ。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したもの（以下この条において「溶接原子炉容器等」という。）に係る新溶接事業者検査（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該新溶接事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。
5	附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定による当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る通知とみなす。
6	附則第一条第五項に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する

旧電気事業法第五十条の二第六項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の十三第六項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る新溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知とみなす。

**第四十七条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第一項の規定によりされた特定電気工作物（同項に規定する特定電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるもの（以下この条において「特定原子力発電工作物」という。）に係る旧定期事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該旧定期事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三十六第一項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三十六第一項に規定する特定発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）に係る新定期事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該新定期事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

**第二条** 附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとみなす。

**第八十六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとみなす。

**第八十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第三条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一項** 第二十九条の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。

**第二項** 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第三項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

**第四項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

**第五項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

**第六項** 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第七項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、三百万円以下の罰金に処する。

**第八項** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第九項** 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十項** 次に一号を加える改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第二十七条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百三十三条第一項及び第百十九条第一項の改正規定並びに第百二十条第五号の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定並びに次条第五項第一項ただし書の改正規定並びに次条第五項及び附則第五条の規定

**（託送供給約款の届出等に関する経過措置）**

**第二条** この法律の公布の際現にこの法律による改正前の電気事業法（以下この項並びに附則第三条及び第八条において「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成二十六年一月六日までに、この法律による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する託送供給約款について、新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給（旧法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給を除く。以下この項において同法第十四条の三第一項に規定する託送供給とみなす。）に係る電気による振替供給及び新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（次項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令があつたときは限る。）も、同様とする。

**第三号** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一項** 第二十九条の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第二項** 新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款について準用する。

**第三項** 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第四項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

**第五項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

**第六項** 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第七項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、三百万円以下の罰金に処する。

**第八項** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第九項** 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十項** 次に一号を加える改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項及び第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十一項** 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者は

**（託送供給約款の届出等に関する経過措置）**

**第二条** この法律の公布の際現にこの法律による改正前の電気事業法（以下この項並びに附則第三条及び第八条において「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成二十六年一月六日までに、この法律による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する託送供給約款について、新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給（旧法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給を除く。以下この項において同法第十四条の三第一項に規定する託送供給とみなす。）に係る電気による振替供給及び新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（次項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令があつたときは限る。）も、同様とする。

**第三号** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一項** 第二十九条の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第二項** 新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款について準用する。

**第三項** 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第四項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

**第五項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

**第六項** 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による届出をした託送供給約款を公示しなければならない。

**第七項** 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、三百万円以下の罰金に処する。

**第八項** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第九項** 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十項** 次に一号を加える改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項及び第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第十一項** 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者は

(卸供給事業者等の届出に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に卸供給を行ふ事業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月間は、新法第二十八条の二第一項の規定にかかるわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

この法律の施行の際現に一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間に接続している発電用の自家用電気工作物であつて新法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置している者は、施行日から三月間は、同項の規定にかかるわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

#### (広域的運営推進機関に関する経過措置)

**第五条** 推進機関(新法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関をいう。以下この条並びに附則第十一条第二項及び第五項第四号において同じ。)の発起人又は会員になろうとする者は、施行日前においても、新法第二編第二章第二節第三款(第二十八条の十四及び第二十八条の十五を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他推進機関の設立に必要な行為、推進機関への加入に必要な行為及び推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

推進機関の発起人は、施行日前においても、新法第二十八条の十四及び第二十八条の十五の規定の例により、推進機関の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

**第六条** この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関という文字を用いている者については、新法第二十八条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。(秘密保持義務に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行の際現に存する旧法第九十三条第一項に規定する送配電等業務支援機関の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第八条** 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法

又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

**第九条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十一条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する措置)

**第十二条** 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 送配電等業務を営むたる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するためには必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

四 促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター(電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用的節減に資する機能を有する電力量計をいう。)の導入を促進するための措置、卸電力取引所(電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。)における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつゝ、当該改革を行うこと。

受けることができない者への電気の供給を保障すること。

口 その送配電等業務を営むとともに、その元の送配電等業務に係る電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

二 送配電等業務を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 送配電等業務を営むたる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するためには必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 促進するための業務を行わせるための措置

四 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター(電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用的節減に資する機能を有する電力量計をいう。)の導入を促進するための措置、卸電力取引所(電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。)における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置





2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。第四項において同じ。)を受けたことを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受けける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給等を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金等約款とみなす。

（最終保険供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

**第十一条** 一般電気事業者は、公布的日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これ(これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。

**第二十一条** 経済産業大臣は、前項の規定による届出をして約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるとときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

**第四条** 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

**第三条** 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保険供給(新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する最終保険供給をいう。)を行おうとするときは、施行日以前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができるのである。

**第五条** 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

**第六条** 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十条第一項の規定による届出をして

(離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置)

**第十一條** 一般電気事業者は、その供給区域内に離島(当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。)があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十二条第一項による届出をしを定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。(これ变更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。)

**2** 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の大項のいずれかに該当しないと認められるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者(新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第十六条第一項及び第二十三条第四項において同じ。)により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別の取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、司頂の規定による届出をした約款により、他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。

難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十二条第一項第八号ロに規定する離島供給をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十二条第一項の規定による届出をした約款とみなす。

7 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十二条第一項の規定による届出をした約款とみなす。その他の供給条件は、同条第二項第一項の規定を受けた料金その他の供給条件とみなす。

(旧一般電気事業者の供給区域外に設置している電線路による供給に関する経過措置)

第十二条 新電気事業法第二十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が当該旧一般電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域以外の地域に設置している自らが維持し、及び運用する電線路により行う電気の供給であつて新電気事業法第十四条第一項の許可を受けるべき電気の供給に該当するものについては、適用しない。

2 前項に規定する電気の供給を行ふ事業は、新電気事業法第二条第二項の規定の適用については、同項第三号に掲げる事業とみなす。

(旧電気事業法第二十二条の四第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件等に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条の四第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ている料金その他の供給条件であつて、附則第三条第一項の規定により送電事業について新電気事業法第二十七条の四の許可を受けたものとみなされる者に係るものは、新電気事業法第二十七条の十一第一項前段の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

(旧一般電気事業者たる会社が発行した社債の社債権者に関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧一般電気事業者たる会社が発行した社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条において同じ。）の社債権者については、これ

を兼業会社（新電気事業法第二十七条の三十一第一項に規定する兼業会社をいう。）が発行した社債の社債権者とみなして、同条の規定を適用する。

（旧）一般電気事業者の特定供給に関する経過措置

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

**十六条** みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であつて、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

口 一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされたる選択契約で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十二条第一項ただし書の認可を受けてい



**第二十五条の二** 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関する報告又は資料の提出をさせることができる。

経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、みなし登録特定送配電事業者によるその業務又は経理の状況に関する報告又は資料の提出をさせることができる。

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガスの取引監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)」とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とす

てとつた措置について報告を求めることがで  
る。

**第二十五条の七** 委員会は、附則第二十五条の十一  
第一項又は第二項の規定により委任された附則第  
二十二条、第二十五条の二又は第二十五条の三  
第三項若しくは第二項の規定による権限を行  
使した場合において、電力の適正な取引の確保  
を図るために必要があると認めるときは、経済  
産業大臣に対し、必要な勧告をすることがで  
きる。ただし、前条第一項の規定による勧告を  
した場合は、この限りでない。

委員会は、前項の規定による勧告をしたとき  
は、遅滞なく、その内容を公表しなければなら  
ない。

第二項の規定による権限（前項の政令で定めるところによる。）を委員会に委任することができる。

第三項の規定による権限（前項の政令で定めるところによる。）を委員会に委任することができる。

第三項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を除く。）を委員会に委任することができる。

第三項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を除く。）を委員会に委任することができる。

第三項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を除く。）を委員会に委任することができる。

第三項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を除く。）を委員会に委任することができる。

**第二十五条の三** 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガス事業監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)」とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とす

てとつた措置について報告を求めることがであります。  
第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十一  
第一項又は第二項の規定により委任された附則第  
二十二条、第二十五条の二又は第二十五条の三  
第一項若しくは第二項の規定による権限を行  
使した場合において、電力の適正な取引の確保  
を図るため特に必要があると認めるときは、経  
済産業大臣に対し、必要な勧告をすることがで  
きる。ただし、前条第一項の規定による勧告を  
した場合は、この限りでない。  
2 委員会は、前項の規定による勧告をしたとき  
は、遲滞なく、その内容を公表しなければなら  
ない。  
3 委員会は、第一項の規定によると勧告をした是

規	定	の	則	行	保	經	業	局	長	委	員	會
6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
前項の規定により経済産業局長に委任された部を経済産業局長に委任することができる。	委員会は、政令で定めるところにより、第 二項又は第二項の規定により委任された権限の 一部を経済産業局長に委任することができる。	委員会は、前項の規定により委任された権限 行使したときは、速やかに、その結果につい て経済産業大臣に報告するものとする。	経済産業大臣は、政令で定めるところによ り、この附則の規定による権限（第一項又は第 二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することが できる。	第二項の規定による権限（前項の政令で定め ることのできるものとし、前項の規定による権限 を除く。）を委員会に委任することができる。								

に必要な限度において、その職員に、みなして小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)」とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならぬ。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二 附則第十条第二項、第十二条第二項、第十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三 附則第十条第四項、第十二条第四項又は第

3 経済産業大臣は、附則第二十三条から第二十  
五条までの規定の施行に必要な限度において、  
その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営  
業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務  
若しくは経理の状況又は電気工作物帳簿、書  
類その他の物件を検査させることができ。前二項の規定により立入検査をする職員は、

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガスの取引監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)」とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二 附則第十条第二項、第十二条第二項、第十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三 附則第十条第四項、第十二条第四項又は第十九条の承認をしようとするとき。

四 附則第十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五 附則第十六条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

てとつた措置について報告を求めることができる。

第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十一第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を使用の場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることがができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることがができる。

第二十五条の八 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認められるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした坦

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガスの取引監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)」とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二 附則第十条第二項、第十一项第二項、第十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三 附則第十条第四項、第十一项第四項又は第十九条の承認をしようとするとき。

四 附則第十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五 附則第十六条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

二 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

**第二十五条の六** 委員会は、附則第二十五条の第一項又は第二項の規定により委任された附則第二项、第二十五条の二又は第二十五条の三の許可をしようとするとき。

てとつた措置について報告を求めることができる。

**第二十五条の七** 委員会は、附則第二十五条の十二第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることがができる。

**第二十五条の八** 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関する、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認められるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

（電気事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）  
**第二十五条の四** 電力・ガス取引監視等委員会

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガス事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)とあるのは「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とすらる。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二 附則第十条第二項、第十一条第二項、第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三 附則第十条第四項、第十一条第四項又は第十九条の承認をしようとするとき。

四 附則第十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五 附則第十六条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

七 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第二十五条の七	委員会は、附則第二十五条の十一第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行った場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、經濟産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。
第二十五条の八	委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるとときは、電気事業に関し講ずべき策策について經濟産業大臣に建議することができる。
第二十五条の九	委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、經濟産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた策策について報告を求めることができる。
第二十五条の十	委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、經濟産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた策策について報告を求めることができる。

規定に關するものを除く。)を委員会に委任す ることができる。	3	第二項の規定による権限(前項の政令で定め た権限)	3	委員会は、前項の規定により委任された権限を 行使したときは、速やかに、その結果について 経済産業大臣に報告するものとする。	4	経済産業大臣は、政令で定めるところによ り、この附則の規定による権限(第一項又は第 二項の規定により委員会に委任されたものを除 く。)の一部を経済産業局長に委任することが できる。	5	委員会は、政令で定めるところにより、第 一項又は第二項の規定により委任された権限の 一部を経済産業局長に委任することができる。
前項の規定により委任された附則第二十五条の二 の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前 項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。) に對してのみ行うことができる。 (聴聞の特例)	6	前項の規定により経済産業局長に委任され た権限に係る事務に關しては、委員会が経済産業 局長を指揮監督する。	(委員会に対する審査請求)	第二十五条の十一	第二十五条の十一 委員会が前条第一項又は第 一項の規定により委任された附則第二十五条の二 の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前 項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。) に對してのみ行うことができる。	第二十六条	経済産業大臣は、附則第十六条第卯項 の規定によりなおその効力を有することとさ れる旧電気事業法第十六条第三項の規定によ て指定した供給区域の減少をしようとするとき、 は附則第二十三条第三項の規定によりなおその 効力を有することとされる旧電気事業法第十 一条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第卯 項の規定による旧供給地点の減少をしようとな るときは、行政手続法(平成五年法律第八十 二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のた めの手続の区分にかかるらず、聴聞を行わな	

(以下「委員会」という。)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)第四条の規定による改正後の電気事業法第六十六条の三に規定するものほか、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

法律第九十九号)第六条第二項の表電力・ガスの取引監視等委員会の項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)」とあるのは、「電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の三」とあるのは、「電気事業法第六十六条の三及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二 附則第十条第二項、第十一条第二項、第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三 附則第十条第四項、第十一条第四項又は第十九条の承認をしようとするとき。

四 附則第十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五 附則第十六条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

七 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

**第二十五条の六** 委員会は、附則第二十五条の十二

第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行った場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

八 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

第二十五条の七	委員会は、附則第二十五条の十一第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行った場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。
第二十五条の八	委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとときは、電気事業に關し講ずべき策策について経済産業大臣に建議することができる。
第二十五条の九	委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた策策について報告を求めることができる。
第二十五条の十	委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。 (権限の委任)
第二十五条の十一	経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限(電力の適正な取引の確保に関する規定として政令で定める規定に関するものに限る)を委員会に委任する。ただし、報生又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

3	規定に關するものを除く。)を委員会に委任す ることができる。
4	委員会は、前項の規定により委任された権限 を行使したときは、速やかに、その結果につい て経済産業大臣に報告するものとする。 経済産業大臣は、政令で定めるところによ り、この附則の規定による権限(第一項又は第 二項の規定により委員会に委任されたものを除 く。)の一部を経済産業局長に委任することが できる。
5	委員会は、政令で定めるところにより、第 一項又は第二項の規定により委任された権限の 一部を経済産業局長に委任することができる。 前項の規定により経済産業局長に委任されな れた権限に係る事務に關しては、委員会が経済産業 局長を指揮監督する。
6	(委員会に対する審査請求)  <b>第二十五条の十一</b> 経済産業大臣は、附則第十六条第卯項の規定により委任された附則第二十五条の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会が経済産業局長をしてのみ行うことができる。 (聴聞の特例)
2	<b>第二十六条</b> 経済産業大臣は、附則第十六条第卯項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十六条第三項の規定により、 指定旧供給区域の減少をしようとするとき、 は附則第二十三条第三項の規定によりなおその 効力を有することとされる旧電気事業法第十六 条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第卯 項の規定による旧供給地点の減少をしようとな るときは、行政手続法(平成五年法律第八十 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のた めの手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わな ればならない。 附則第十六条第四項の規定によりなおその 力を有することとされる旧電気事業法第十五 条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一 項若しくは第三項又は附則第二十三条第三項の規 定によりなおその効力を有することとされる 電気事業法第十五条第一項、第二項若しくは第 四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは

(登録等の条件)  
第二十七条 この附則の規定及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法の規定による登録、認可又は許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、認可若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一附則第十六条第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三附則第二十三条第四項の規定に違反して電気を供給した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

第一附則第十条第二項、第十二条第二項又は第十八条第七項の規定による命令に違反した者

第二附則第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三附則第二十三条第四項の規定に違反して電気を供給した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

第一附則第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一附則第九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

第二附則第九条第三項、第十二条第三項、第十三条第三項又は第二十条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四附則第十条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 附則第二十五条の三第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 附則第二十五条の二第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、附則第二十八条から前条まで第一項に係る部分に限る。)、第三十二条规定による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第三十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条规定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)附則第十一条第一項第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によつて実施する場合には、電気の安定供給を確保するためには必要な資金の調達に支障を生じないよう関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

第二十九条 第二十九条抄

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四

一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条(附則第二十六条第一項に係る部分に限る。)、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条、第四十六条(附則第四十四条及び第四十五条に係る部分に限る。)、第五十条第五项、第五十三条、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

二 第一条及び第十九条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十二条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

四 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百三号の改正規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第十二条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十二条(第六項を除く。)別表第一第一百三号の改正規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第十二条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律(以下「平成二十一年改正法」という。)附則第十六条に二項を加える改正規定(第六項に係る部分に限る。)並びに附則第七条及び第八条の規定 平成三十一年四月一日

七 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十二条(第六項を除く。)別表第一第一百三号の改正規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第十二条の規定による改正前の法律(同法第五章の規定及び同法第六十六条の二の改正規定及び同法第六十六条及び第五十九条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

八 附則第三条から第五条まで及び第九条から第十二条までの規定、附則第八十八条中電源開発促進税法(第二条第二号の改正規定、同法第十二条第一項に見出しの改正規定及び同条に加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 平成二十一年改正法の施行の日

(電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の電気事業法

(以下この条において「第三号旧電気事業法」という。)第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員である者は、それと同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)に、同号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この条において「第三号新電気事業法」という。)第六十六条の六の規定により電力・ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三号新電気事業法第六十六条の七第一項の規定にかかわらず、第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事業法第六十六条の五第二項の規定により指名された委員である者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定により委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

第三条 平成二十六年改正法の施行の際現に附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の電気事業法(以下この項において「第五号旧電気事業法」という。)第三条の許可を受けている一般送配電事業者(以下この条において単に「一般送配電事業者」という。)は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この条において「第五号新電気事業法」という。)第十八条第一項に規定する託送供給等約款(以下この条において單に「託送供給等約款」という。)について、第五号新電気事業法第一条第七号に規定する電力量調整供給(第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項において同じ。)に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同一の認可をしなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同一の認可をしなければならない。

3 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三

4 第五条 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められること。

5 一般送配電事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受け工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

6 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 第六条 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められること。

8 第七条 一般送配電事業者(旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいじう。)前に発行された第三条の規定による改前前の電気事業法(次条から附則第十条までの間において「旧電気事業法」という。)第二十七条の三十第一項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(電気事業に係る一般担保に関する経過措置)

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の刑を科する。

第十条 平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間において、兼業者(一般送配電事業

(旧電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び発電事業(同項第十四号における電気事業に係る一般担保に関する経過措置)

第十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第二十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第三十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第四十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第六十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第七十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第八十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第九十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百零九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百一十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百三十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十二条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十三条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十四条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十五条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十六条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十七条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十八条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百四十九条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十一条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者



十八条の四十六及び第二十九条第二項」を「以下この節」に改める部分に限る)、同条第四号の次に一号を加える改正規定、同法第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定(同法第三十三条の二に係る部分に限る)、同法第六十六条の十一第一項第十一号の改正規定及び同法第一百九条の二第二号の改正規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日部分に限る)、同法第六十六条の十一第一項第十一号の改正規定(前二号に掲げる改正規定を除く)、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定(第九十九条第一号)を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る)、第四条の規定並びに第五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第二項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一項第一号の改正規定及び同法第十四条第一項の改正規定(今まで)の下に一掲げる業務並びに同条第二項第三号に「」を加える部分に限る)、並びに附則第十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)第二条中電気事業法第十七条の次に「一条を加える改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条第一項及び第二項ただし書の改正規定、同法第二十一条第一項及び第二項ただし書の改正規定(いずれも「料金その他の」を削る部分に限る)、同法第六十六条の十一第一項第三号の改正規定(第十八条第六項)を「第十七条の三第一項、第十八条第六項」に改める部分に限る)、同項第八号を削る改正規定、同項第九号の改正規定(第二十条第二項ただし書)を「第十七条の二第二項、第二十条第二項ただし書」に改める部分に限る)、同号を正規定並びに同法第二十条第三号の改正規定並びに同法第一百九条第一号の改正規定及び同法附則第二十九条第一号の改正規定並びに附則第八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日部分に限る)、同法附则第十八条第十二項」とし、第二項の次に五項を加える改正規定及ぶ同法附則第二十九条第一号の改正規定並びに附則第八条の規定

(特定卸供給事業の届出等に関する経過措置) める日  
三年六月を超えない範囲内において政令で定  
第二条 この法律の施行の際に第二条の規定に  
よる改正後の電気事業法(以下この条、次条及  
び附則第七条第一項において「新電気事業法」  
という。)第二条第一項第十五号の三に規定す  
る特定卸供給事業(第三項において単に「特定  
卸供給事業」という。)に該当する事業を行つ  
ている者(第三項において「仮特定卸供給事業  
者」という。)は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という。)から起算して三月を経過す  
る日までの間は、引き続き当該事業を行うこと  
ができる。

2  
前項の場合における新電気事業法第二十七条の三十の規定の適用については、同条第一項中の「特定卸供給事業を営もうとする者は」とあるのは「強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和二年法律第四十九号)附則第二条第一項に規定する仮特定卸供給事業者は、同法の施行日から起算して三月を経過する日までに行の日から起算して三月を経過する日までに」とし、同項第五号及び同条第三項から第六項までの規定は、適用しないものとする。

3 第一項の規定により仮特定卸供給事業者が施行日から起算して三月を経過する日までの間(仮特定卸供給事業者が前項の規定により読み替えて適用される新電気事業法第二十七条の三十第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした日までの間)引き続き特定卸供給事業に該当する事業を行ふ場合においては、仮特定卸供給事業者を新電気事業法第二条第一項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者とみなして、新電気事業法の規定を適用する。(認定電気使用者情報利用者等協会の名称等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に認定電気使用者情報利用者等協会又は認定電気使用者情報利用者等協会の会員であると誤認されおそれのある文字を用いている者については、新電気事業法第三十七条の六第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。  
(費用負担調整機関の権利及び義務の承継)  
**第七条** この法律の施行の際現に費用負担調整機関が有する権利及び義務であつて、旧再生可能

エネルギー電気特措法第五十五条第二項に規定する業務に係るものは、この法律の施行の時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた計画において定めるところに従い、新電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が承継する。

前項の計画は、費用負担調整機関が、政令で定める基準に従つて作成しなければならない。

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 第六条の規定による改正前の電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法(以下この条において「旧電気事業法」という。)第十九条第七項の規定による届出(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前にされたものに限る。)であつて、第四号施行日前に当該届出に係る旧電気事業法第十九条第八項に規定する期間(第四号施行日前に同条第九項の規定により当該期間が短縮された場合にあつては、その短縮後の期間)が経過していないものについては、これを第六条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律附則第十八条第四項の規定による届出とみなす。この場合において、同条第五項中「三十日」とあるのは、「三十日」(強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るために電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第六条の規定による改正前の附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第十九条第九項の規定により同条第八項に規定する期間が短縮されている場合にあつては、その短縮後の期間)とする。

(处分等の効力)

**第九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一（政令）

(施行期日)号抄(令和四年五月二〇日法律第四六

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原燃料の有効な利用の促進に関する法律第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る）及び同法第一百二十八条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、第二十八条第一項第三号、第五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第七条、第十八条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(处分等の効力)

**第二条** この法律（前条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定に

よつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 第六条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の電気事業法(附則第二十六条において「第二号改正後電気事業法」という。)第二十七条の二十七第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において経済産業省令で定める日を経過する日以後に同項第三号(施行日以後にあつては、第六条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第二十七条の二十七第一項第三号イ)に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。

電気事業法」という。第二十七條の十三第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一項第十三号に規定する特定送配電事業者であつて、同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七条の十三第一項第四号亦に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

**第九条** 施行日前に旧電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一条第一項第十五号に規定する発電事業者であつて、発電事業（新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をい。次条において同じ。）の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号ロに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

（検討）  
為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

現に小規模事業用電気工作物（第四条の規定による改正後の電気事業法（以下この条及び次条において「新電気事業法」という。）第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。第五項において同じ。）であつて経済産業省令で定めるものを設置し、その使用を開始している者は、経済産業省令で定めるところにより、第三号施行日から起算して六月を経過する日までに、新電気事業法第四十六条第一項に規定する事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

前項の規定によりされた届出は、新電気事業法第四十六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三号施行日において現に小規模事業用電気工作物（第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）を設置し、その使用を開始している者については、新電気事業法第四十六条第一項の届出をしたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

**第五条** 第三号施行日前に第四条の規定による改正前の電気事業法第四十八条第一項の規定により届出がされた工事の計画については、新電気事業法第四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第六条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 (令和五年六月七日法律第四四号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五条の規定（原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定、  
二及び三 公布の日  
二及び三 略

四 第一条中電気事業法目次の改正規定（「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第一百六条第一項の改正規定、同法第一百八条第一項の改正規定、同法第一百十二条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第一百十六条の改正規定、同法第一百二十一条第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。）並びに第五条の規定（原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第二十一項の改正規定に限る。）、第二十一条並びに第二十二条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、第一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の電気事業法及び第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

進に関する特別措置法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第二十六条 (政令への委任)**

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。